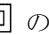
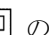


電気用品の技術基準の解説

改定前の解説（解説本 第15版 836ページ）	改定した解説
別表第八附表第六の解説 1. 本附表は、電気用品の表示の方法について規定したものである。	1. 本附表は、電気用品の表示の方法について規定したものである。 2. <u>スライド映写機、オーバーヘッド映写機、反射投影機、ビューワー、写真引伸機及び写真引伸機用ランプハウスにおいて、「放電灯、変圧器又は電動機を有するもの」には、ランプ制御装置を有するものも含む。</u> 3. <u>スライド映写機、オーバーヘッド映写機、反射投影機、ビューワー、写真引伸機、写真引伸機用ランプハウス及び充電式携帯電灯において、使用者が交換できない光源は、「適用電灯」とはみなさない。</u> 4. <u>エレクトロニックフラッシュにおいて、「変圧器又は電動機を有するもの」には、ランプ制御装置を有するものも含む。</u>

（当該部解釈）

別表第八附表第六 電気用品の表示の方式（抜粋）

電気用品	表示の方式	
	表示すべき事項	表示の方法
写真焼付器、マイクロフィルムリーダー、その他の白熱電灯器具及び放電灯器具並びにエル・イー・ディー・電灯器具、広告灯、検卵器、電気消毒器、電気スタンド、家庭用つり下げ型蛍光灯器具、ハンドランプ並びに庭園灯器具	1 定格電圧 2 定格消費電力(放電灯、変圧器、電動機又はランプ制御装置を有するものの場合に限る。) 3 適用光源の定格消費電力(使用者が交換できる光源をもつものに限る。) 4 定格周波数(放電灯、変圧器、電動機又はランプ制御装置を有するものの場合に限る。) 5 屋外用のものにあつては、その旨(その他の白熱電灯器具、その他の放電灯器具及びエル・イー・ディー・電灯器具の場合に限る。) 6 屋内用のものにあつては、その旨(広告灯及びハンドランプの場合に限る。) 7 二重絶縁構造のものにあつては、  の記号	表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。
スライド映写機、オーバーヘッド映写機、反射投影機、ビューワー、写真引伸機及び写真引伸機用ランプハウス	1 定格電圧 2 定格消費電力(放電灯、変圧器又は電動機を有するもの ^(解説2) の場合に限る。) 3 <u>適用電灯^(解説3)の定格電圧及び定格消費電力</u> 4 定格周波数(放電灯、変圧器又は電動機を有するもの ^(解説2) の場合に限る。) 5 二重絶縁構造のものにあつては、  の記号	表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。

<p>エレクトロニックフラッシュ</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 定格電圧 2 定格蓄積電力量 3 モデリングランプを有するものにあつては、その定格電圧及び定格消費電力 4 定格周波数(変圧器又は電動機を有するもの^(解説4)の場合に限る。) 5 二重絶縁構造のものにあつては、<input type="checkbox"/> の記号 	<p>表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。</p>
<p>充電式携帯電灯</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 定格電圧 2 定格消費電力 3 <u>適用電灯</u>^(解説3)の定格消費電力 4 定格周波数 5 二重絶縁構造のものにあつては、<input type="checkbox"/> の記号 	<p>表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。</p>